

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年5月25日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により不開示とした部分のうち、別紙目録記載の部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年5月10日付けで「甲州市 の排水検査結果及び上記に関する指導記録の全て」の開示請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、平成29年5月25日付け峡東林環第908号-1をもって、別表の「行政文書の表示」欄に係る行政文書（以下「本件文書」という。）を特定した上で、「開示しない部分」欄に記載した部分については、「開示しない理由」欄に記載した理由により不開示として、本件処分の内容を審査請求人に通知した。

3 開示の実施

実施機関は、平成29年6月13日に審査請求人に対し、行政文書の開示を実施した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成29年7月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を実施機関に対して行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、全部事項の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、近隣住民の生活環境及び排水さ

れる一級河川（郷土の名水） 川の環境水質に大きく影響し、排水量日量 50 トン規模は著しく膨大で、著しく環境に影響するため、開示すべきである、というものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に係る行政文書の内容

(1) 事業場（工場）排水の水質検査結果（以下「文書1」という。）

実施機関が、昭和61年8月28日から平成29年4月19日の間に株式会社（以下「本件事業者」という。）に対して実施した立入検査において採水した、事業場排水36検体の検査結果である。

検査した各項目について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）及び山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年山梨県条例第12号）に基づく排水基準と比較し、実施機関において判定した結果が記載されている。

(2) 公害監視調査票（水質）（以下「文書2」という。）

実施機関が、昭和61年8月28日から平成29年4月19日の間に本件事業者に対して実施した立入検査において、聴取内容や指示事項等を記録した29回分の調査票である。

当該調査票の記載項目は、事業場名、調査日、立会者、調査者、水源とその使用量、届出内容の変更の有無とその変更内容、特定施設等の使用状況、排水系統の状況及びその問題点、汚水処理施設の状況及びその問題点、工場排水の状況、排水量、採水検体数、担当者の有無、採水場所、公害監視指導票の交付状況、口頭指示事項等である。

なお、調査時期により、使用様式が異なるため記載項目は異なる。

(3) 排水検査結果に関する指導記録（以下「文書3」という。）

実施機関が実施した立入検査の結果、排水基準を超過した事業者に対し、法等に基づいて実施機関が指導した内容を記録するものである。

2 条例第8条第1号所定の不開示情報の該当性

(1) 別表の「開示しない理由」欄に「理由3」と記載されている部分について

当該部分は、特定の個人の氏名や印影であることから、本号が規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため本号本文に当たる。

また、これらは、通常誰でも閲覧等ができる状況にあるものではなく、また、個人の権利利益に優越する公益があるともいえないため、同号ただし書

イ、ロ又はハのいずれにも当たらず、本号所定の不開示情報に該当する。

3 条例第 8 条第 2 号所定の不開示情報の該当性

(1) 別表の「開示しない理由」欄に「理由 1」と記載されている部分について

当該情報には、法人が運営する事業場（工場）に関して、法第 22 条第 1 項に基づく立入検査により判明した水質検査結果の数値が具体的な項目ごとに記載されている。

当該検査結果の排水基準違反の有無及び数値が単独で公開されると、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない運営がなされているかのような誤解を生じさせるなど、検査結果のみから安易に評価されて法人に関する社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を損なうおそれがあることから、本号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、本号所定の不開示情報に該当する。

(2) 別表の「開示しない理由」欄に「理由 2」と記載されている部分について

当該情報には、法人が運営する事業場（工場）に関して、法第 22 条第 1 項に基づく立入検査により判明した問題点又は具体的な指摘事項が記載されている。

当該情報が単独で公開されると、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない運営がなされているかのような誤解を生じさせるなど、指摘文言のみから安易に評価されて法人に関する社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を損なうおそれがあることから、本号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、本号所定の不開示情報に該当する。

(3) 別表の「開示しない理由」欄に「理由 4」と記載されている部分について

当該情報は、法人に関する情報であって、当該法人の生産・技術上のノウハウに関する情報、契約情報等、当該法人の内部管理情報、又は調査当日に担当者から聴き取った真偽不明な情報に当たる。

これらを継続的な情報として整理した場合、経営状況や生産能力等を推測する手がかりとなり、事業者間の優劣の評価にもつながり、業績に悪影響を及ぼす可能性があるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、本号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、本号所定の不開示情報に該当する。

4 条例第 11 条に基づく不開示情報の該当性

(1) 別表の「開示しない理由」欄に「理由 5」と記載されている部分について

当該文書には、通常、実施機関が実施した立入検査の結果、排水基準を超過した事業者に対し、法等に基づき、当該事業者に対して行った指導内容が記載されている。

当該文書の存否について応答すれば、そのことにより特定の法人が法によ

り実施機関から指導されているか否かという情報を開示することになる。

特定の法人が行政指導を受けたという事実の有無を明らかとした場合、当該行政指導の内容にかかわらず、特定の法人において違法行為等の不適切な行為があったと推測され、その結果、特定の法人の社会的評価の低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、条例第8条第2号イに当たり、不開示情報に該当する。

したがって、本行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号の不開示情報を開示することとなるので、本条の規定に基づき不開示とする。

5 審査請求における審査請求人の主張について

(1) 本件文書において、条例第8条第1号所定の不開示情報に該当するとした部分は、立入検査時の立会者の氏名、立会者の印影、担当者氏名、臨時職員の名であり、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため有用な情報であるとは認められず、不開示とすることにより保護されるべき情報である。

(2) 本件文書において、条例第8条第2号所定の不開示情報に該当するとした部分について、審査請求人は本件事業者からの排水の状況が近隣住民の生活環境及び 川の環境水質に大きく影響するとの主張であるが、実施機関が公表している公共用水域の測定結果では、当該排水地点から約5 km下流の 橋における 川の水質について、直近の平成28年度の測定値は環境基準に適合しており、生活環境の保全に関する環境基準項目であるBOD値については、平成9年度以降連続して環境基準に適合している状況である。

また、審査請求人は、排水量日量50トンの規模は著しく膨大で、著しく環境に影響するとの主張である。

開示した「事業場（工場）排水の水質検査結果（平成29年4月19日採水）」によると、届出排水量（日平均）は $400m^3(=トン)/日$ であるが、公表されている平成27年度の 橋における 川の流量は、最小値であった6月の測定値が m^3/s であり、日量に換算すると $m^3(=トン)$ となる。

この河川流量に対して、排水量日量400トンは著しく膨大で著しく環境に影響している状況であるとはいえない。

よって、事業者の事業活動によって危害（公害）が生じ又は生ずるおそれがある状況とは言い難く、開示することによる利益と不開示とすることによる当該法人の利益とを比較衡量すると、不開示とすることによる当該法人の利益が保護されるべき情報である。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 審査会の認定した事実

審査請求人及び実施機関が提出した資料並びに審査会が調査した結果を総

合すれば、次の事実が認められる。

(1) 法に基づく特定事業場への指導について

法第 22 条第 1 項は、都道府県知事が特定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる旨規定している。

同条同項に基づく立入検査では、特定施設の設置状況や排水処理施設の維持管理状況の確認、排出水の採水検査などを実施し、不適正な事項がある場合にはその場で指導も行っている。

排水基準については、法第 3 条第 1 項に基づき環境省令で定められているが、同条第 3 項に基づき山梨県生活環境の保全に関する条例において政令で定める許容限度より厳しい基準（上乘せ基準）を定めている。

実施機関は、立入検査において実施した水質検査結果を公表しておらず、また、排水基準を超過したことにより行政指導や行政処分を行った事業者名も全て公表しているわけではなく、本件事業者についても公表していない。

なお、行政処分を行う場合で、水質汚濁に関し社会に影響を与えるおそれがあるときは事業者名を公表することもある。

(2) 本件文書について

本件文書は、実施機関が本件事業者に対して実施した立入検査に関して作成した、別表の「行政文書の表示」欄に記載された行政文書である。

このうち、文書 1 は、実施機関が昭和 61 年 8 月 28 日から平成 29 年 4 月 19 日の間に法第 22 条第 1 項に基づき本件事業者に対して実施した立入検査において採水した事業場排水 36 検体の検査結果であり、検査した各項目の数値及び排水基準に適合しているかの判定結果が記載されている。

また、文書 2 は、実施機関が昭和 61 年 8 月 28 日から平成 29 年 4 月 19 日の間に本件事業者に対して実施した立入検査において、聴取内容や指示事項等を記録した 29 回分の調査票であり、事業場名、調査日、立会者、調査者、水源とその使用量、届出内容の変更の有無とその変更内容、特定施設等の使用状況、排水系統の状況及びその問題点、汚水処理施設の状況及びその問題点、工場排水の状況、排水量、採水検体数、担当の有無、採水場所、公害監視指導票の交付状況、口頭指示事項等が記載されている。

さらに、文書 3 は、通常、実施機関が実施した立入検査の結果、排水基準を超過した事業者に対し、法等に基づいて実施機関が指導した内容を記録するものである。

2 審査会の判断

(1) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

ア 条例第 8 条第 1 号の趣旨

本号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)の不開示情報としての要件を定めるものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーであるが、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、個人のプライバシーに関する情報に限らず、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式(個人識別型)を採用している。

また、個人の人格、内心若しくは心身状態に関する情報、基礎年金番号のような不正利用被害のおそれのある番号等の情報又は個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報のように、匿名の個人情報等個人識別性のない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの(個人利益侵害情報)も個人に関する情報の不開示情報の要件としている。

このほか、一般人には個人識別性がない情報であっても、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者(当該個人の親戚、同僚、近隣住民又は家族の勤務先関係者等)において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる場合には、当該情報は個人利益侵害情報に該当すると解されている(東京地判平成15年5月16日、内閣府審査会平成19年度(行情)答申第151号)。

一方、その性質上、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列挙している。

イ 条例第8条第1号の該当性の検討

実施機関は、文書2において別表の「開示しない理由」欄に「理由3」と記載されている部分について、本号所定の不開示情報に該当することを理由に不開示とした。

そこで、当該部分について、本号の趣旨に照らして、同号の該当性について検討する。

当該部分は、立入検査に立ち会った法人の立会者(立合者)や担当者の氏名及び印影、実施機関の臨時職員の氏名である。

よって、これらの情報はいずれも氏名その他の記述等により特定の個人が識別される情報であることは明らかである。

また、いずれの情報も一般に公にされているものではないことから、同号ただし書イに当たらず、かつ、ただし書ロ又はハのいずれにも該当するものではない。

以上から、当該部分は、同号所定の不開示情報に該当するものと判断する。

(2) 条例第 8 条第 2 号の該当性について

ア 条例第 8 条第 2 号の趣旨

本号は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示としている。

本号に規定される「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものであり、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとなる。

また、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、通例として公にしないこととされているものについても同様に不開示としている。

一方で、法人等の事業活動によって人の生命、健康、生活又は財産などに危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、公にすることが必要であると認められる情報については、法人等の利益と比較衡量して、開示することによる利益が優越する場合には、これを開示する趣旨が同号ただし書に定められている。

イ 条例第 8 条第 2 号の該当性の検討

実施機関は、文書 1 において別表の「開示しない理由」欄に「理由 1」と記載されている部分について、また、文書 2 において別表の「開示しない理由」欄に「理由 2」及び「理由 4」と記載されている部分について、いずれも本号所定の不開示情報に該当することを理由に不開示とした。

そこで、これらの部分について、本号の趣旨に照らして、同号の該当性について検討する。

(ア) 文書 1 において、別表の「開示しない理由」欄に「理由 1」と記載されている部分及び別紙目録 1 の部分には、本件事業者が運営する事業場（工場）に関して、法第 22 条第 1 項に基づく立入検査により判明した水質検査結果の数値及び排水基準違反の有無が記載されている。

実施機関は、当該情報が単独で公開されると、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない運営がなされているかのような誤解を生じさせるなど、検査結果のみから安易に評価されて法人に関する社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を害するおそれがあると説明する。

しかしながら、上記アで述べたとおり、「正当な利益を害するおそ

れがあるもの」とは、主観的に他人に知られたいくない情報であるというだけでは足りず、開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害される相当の蓋然性が客観的に認められる必要がある。

そして、当該情報は、法第22条第1項に基づく立入検査で行われた事業場からの排水の水質検査結果の数値及び判定結果であって、客観的事実が書き記されたものである。

なお、立入検査においては、排水水を排出する者に対し、法令に基づく排水基準を遵守しているか、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質（健康項目）及び水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）が、排水基準以下の濃度であるかどうかを確認されることとなっている。

また、法第12条第1項は、本件事業者などの特定事業場が排水基準に適合しない排水水を排出する行為を禁止しており、これに違反した場合は、法第31条に規定する罰則の対象となることに鑑みると、当該事業場を運営する法人が、違反情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

したがって、当該情報を公にすることにより、当該事業場における過去の排水基準違反の有無が明らかになったからといって、当該法人の正当な利益等を害するおそれがあるとはいえない。

以上のことから、別表の「開示しない理由」欄に「理由1」と記載されている部分及び別紙目録1の情報は、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

- (イ) 文書2において、別表の「開示しない理由」欄に「理由2」と記載されている部分には、本件事業者が運営する事業場（工場）に関して、法第22条第1項に基づく立入検査により判明した水質検査結果の排水基準違反の有無、問題点の有無やその内容、具体的な指摘事項が記載されている。

実施機関は、当該情報が単独で公開されると、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない運営がなされているかのような誤解を生じさせるなど、検査結果や文言などから安易に評価されて法人に関する社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を害するおそれがあると説明する。

しかしながら、当該部分のうち、別紙目録2の情報に関しては、(ア)と同様、法第22条第1項に基づく立入検査で行われた水質検査の判定結果という客観的事実が書き記されたものであり、また、法第12条第1項では、本件事業者などの特定事業場が排水基準に適合しない排水水を排出する行為を禁止しており、これに違反した場合は、法第31条に規定する罰則の対象となることに鑑みると、当該事業場を運営する法人が、違反情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

したがって、当該情報を公にすることにより、当該事業場における過去の排水基準違反の有無が明らかになったからといって、当該法人

の正当な利益等を害するおそれがあるとはいえない。

以上のことから、別紙目録2の情報は、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

一方、別紙目録2以外の情報については、いずれも法第22条第1項に基づく立入検査により判明した問題点の有無やその内容、具体的な指摘事項が記載されたものであり、これらは実施機関により公表されているものではない。

よって、当該情報は、記載内容の性質上、これらを公にすることにより、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない事業活動がなされているかのような誤解を生じさせるなど、当該法人の社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を損なうおそれがある情報であることが認められ、同号本文イに該当するといえる。

(ウ) 文書2において、別表の「開示しない理由」欄に「理由4」と記載されている部分には、本件事業者が運営する事業場（工場）の排水量、使用量、製造工程に関する情報、保守点検の委託先等に関する情報、財務・資産に関連する情報等が記載されている。

実施機関は、当該情報は、生産・技術上のノウハウに関する情報、契約情報、内部管理情報又は立入検査当日に担当者から聴き取った真偽不明朗な情報に当たり、開示することにより経営状況や生産能力等を推測する手がかりとなり、事業者間の優劣の評価につながるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると説明する。

このうち、別紙目録3-1及び別紙目録3-2の情報は、本件事業者が運営する事業場（工場）の排水量に関する情報である。

ところで、別紙目録3-1及び別紙目録3-2の情報とは別に、文書1に日平均の届出排水量欄があり、実施機関は、当該日平均届出排水量を条例第8条所定の不開示情報に該当しないとして、既に開示している。

別紙目録3-1及び別紙目録3-2の情報は、必ずしも文書1の届出排水量に合致するものではないが、既に開示されている届出排水量の数値又は当該数値に近い値であることが容易に推測されるものであるから、当該情報を開示することによって当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

また、当該情報が立入検査当日に担当者から聴き取った数値であるとしても、そのことをもって直ちに当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、別紙目録3-1及び別紙目録3-2の情報は、同号の不開示情報に該当しないものと判断する。

一方、別紙目録3-1及び別紙目録3-2以外の情報については、製造工程など生産・技術上のノウハウに関する情報、保守点検の委託先等契約に関する情報、当該法人の財務・資産に関連する内部管理情報又は生産能力・処理能力に関する情報に当たり、公にすることによ

り、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、同号本文イに該当するといえる。

(I)文書2における別紙目録2、別紙目録3-1及び別紙目録3-2以外の情報について、本号ただし書の適用の有無について検討する。

実施機関は、事業者に対し行政処分を行い、水質汚濁に関し社会に影響を与えるおそれがあると認められるときは事業者名等の情報を公表することもあるとしているが、本件事業者に対する行政処分は行われておらず、水質汚濁防止法を所掌する行政機関である山梨県森林環境部としては、その事業活動により危害（公害）が生じ、又は生ずるおそれがある状況にはないとして、事業者名等の公表を行っていないところである。

このような実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、その他の資料等からも、文書2について、人の生命、健康、生活又は財産などに危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、公にすることが必要であると認められる情報は含まれていないことから、本号ただし書の適用はないものと判断する。

以上のようなことから、文書2における別紙目録2、別紙目録3-1及び別紙目録3-2以外の情報は、同号イ所定の不開示情報に該当するものと判断する。

(3) 条例第10条の該当性について

審査請求人は、本件文書は近隣住民の生活環境及び川の環境水質に大きく影響し、著しく環境に影響するため開示すべきであると主張している。

これは条例第10条による公益上の理由による裁量的開示を求めているものと解されることから、以下、この点について検討する。

ア 条例第10条の趣旨

本条は、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

当該規定が適用されるのは、開示請求された情報が条例第8条各号の不開示の情報に該当する情報であっても、実施機関の高度な行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合である。

イ 条例第10条の該当性の検討

本件文書について、実施機関の説明やその他の資料等からも、条例第8条第2号の不開示情報をなお開示すべき特段の事情は認められず、公益上の必要性の有無についての実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用はないことから、同条に基づく裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

(4) 条例第 11 条の該当性について

ア 条例第11条の趣旨

本条は、「開示請求に対し、当該請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

その趣旨は、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存在を答えることが不開示情報を開示することと同様の結果となることを避ける点にある。

本条の適用が必要な類型の文書については、実際に文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要であるが、当該規定は誤用又は濫用のおそれを伴うため、その適用に当たっては慎重でなければならない。

イ 条例第 11 条の該当性の検討

実施機関は、条例第11条により、当該文書の存否を答えることで条例第 8 条第 2 号に規定する不開示情報が明らかになるとして存否応答拒否を行っていることから、存否を答えることが条例第 8 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるか、以下検討する。

文書 3 は、特定の法人についての排水・検査結果に関する指導記録に関する情報である。

よって、当該文書の存在について応答すれば、特定の法人が法により行政指導を受けたか否かという情報が明らかになると認められる。

一方、実施機関は、水質検査結果及び本件事業者が行政指導や行政処分を受けたか否かを公表していない。

そのため、これらの事実の有無が明らかにされた場合、当該行政指導の内容にかかわらず、当該法人において違法行為等の不適切な行為があったと推測され、その結果、当該法人の社会的評価の低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該文書の存否を答えるだけで、条例第 8 条第 2 号の不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第 11 条の規定により、その存否を明らかにしないで当該請求を不開示としたことは妥当である。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成29年10月6日	諮問 実施機関から弁明書の写しを受理
平成29年12月19日	審議
平成30年2月16日	審議
平成30年3月14日	審議 実施機関からの口頭説明
平成30年5月24日	審議
平成30年7月5日	審議
平成30年9月4日	審議
平成30年10月30日	審議

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
東條 正人	弁護士	会長代理
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学法学部教授	会長
八巻 佐知子	弁護士	

別表

文書番号	行政文書の表示	日付(採水日時(場所)又は調査日)	開示しない部分	開示しない理由	
1	事業場(工場)排水の水質検査結果	S61.8.28, S62.6.19, S63.2.12, S63.5.27, H1.3.15, H1.4.14(10:00,13:10,15:00), H1.8.30, H2.6.27(排水口、その他、参考)、H2.12.6, H3.5.17, H4.2.5(排水口、参考)、H6.7.28, H8.1.31, H10.5.14, H11.10.14, H14.5.29, H17.6.16, H17.11.17(10:00,10:15), H18.11.15, H19.11.21, H20.10.16, H22.2.3, H22.11.11, H24.1.18, H24.12.13, H26.10.16, H28.1.28(排水口、放流槽)、H28.6.16, H29.4.19 *事業場(工場)排水の水質検査結果の全て	検査結果の数値(透視度以下の項目のうち、検査を実施した部分)及び判定の結果	理由1	
2	公害監視調査票(水質)	S61.8.28, S62.6.19, S63.5.27, H2.6.27, H2.12.6, H3.5.17, H4.2.5, H4.5.14, H8.1.31, H9.5.22, H10.5.14, H11.10.14, H14.5.29, H17.1.12, H17.6.16, H17.11.17, H18.11.15, H19.11.21, H20.10.16, H22.2.3, H22.8.27, H22.11.11, H24.1.18, H24.12.13, H26.10.16, H27.12.18, H28.1.28, H28.6.16, H29.4.19 *公害監視調査票(水質)の全て	・排水系統の状況のうち問題の有無の選択欄及び問題点の欄 ・汚水処理施設の状況のうち問題点の欄 ・備考欄の記述(公害監視指導票の番号記載欄、公害監視指導票の交付の有無及び口頭指示事項の有無を含む。)	理由2	
		S61.8.28, H22.8.27, H22.11.11, H27.12.18, H28.1.28, H29.4.19	変更内容欄の記述(H27.12.18については、欄外の記述を含む。H29.4.19については、届出内容の変更欄の記述を含む。)		
		H26.10.16	欄外のH24.12.13の判定結果		
			H27.12.18	前回立入H26.10.16の判定結果	
			H28.1.28	欄外のH26.10.16の判定結果	理由3
		S61.8.28, S62.6.19, S63.5.27, H2.6.27, H2.12.6, H3.5.17, H4.2.5, H4.5.14, H8.1.31, H9.5.22, H10.5.14, H11.10.14, H14.5.29, H17.6.16, H17.11.17, H19.11.21, H22.2.3, H22.8.27, H22.11.11, H24.1.18, H24.12.13, H26.10.16, H27.12.18, H28.1.28, H28.6.16, H29.4.19	立会者(立合者)の氏名		
		S61.8.28, H4.5.14	立会者の印影		
		H22.8.27, H26.10.16, H27.12.18, H28.1.28, H29.4.19	担当者の氏名(H26.10.16, H27.12.18, H28.1.28及びH29.4.19については、欄外に記載。H22.8.27については、変更内容欄に記載。)		
		H29.4.19	調査者のうち臨時職員の氏名		
		H26.10.16	水源欄の記述		
			H24.1.18	変更内容欄の記述	理由4
		H2.6.27, H2.12.6, H3.5.17, H4.2.5, H4.5.14, H8.1.31, H11.10.14, H14.5.29, H17.6.16, H22.2.3, H22.8.7, H22.11.11	使用量(H22.2.3, H22.8.7及びH22.11.11については、欄外に記載。)		
		H11.10.14, H14.5.29, H17.1.12, H17.6.16, H17.11.17, H18.11.15, H19.11.21, H20.10.16, H22.8.27, H22.11.11, H26.10.16, H27.12.18, H28.1.28, H28.6.16, H29.4.19	備考欄の記述		
H26.10.16, H28.1.28	浄化槽欄の記述				
H26.10.16, H27.12.8, H28.1.28	処理施設欄の記述				
H17.1.12, H26.10.16, H27.12.18, H28.1.28	排水量欄の記述				
H18.11.15, H19.11.21, H20.10.16, H22.8.27, H22.11.11, H24.1.18	特定施設等の使用状況欄の記述				
3	排水検査結果に関する指導記録	-	-	理由5	

(開示しない理由)

理由1	当該情報には、法人が運営する事業場(工場)に関して、水質汚濁防止法第22条第1項に基づき(立入検査により判明した水質検査結果の数値が具体的な項目ごとに記載されている。当該検査結果の排水基準違反の有無及び数値が単独で公開されると、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない運営がなされているかのような誤解を生じさせるなど、検査結果のみから安易に評価されて法人に関する社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を損なうおそれがあることから、山梨県情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第2号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。
理由2	当該情報には、法人が運営する事業場(工場)に関して、水質汚濁防止法第22条第1項に基づき(立入検査により判明した問題点又は具体的な指摘事項が記載されている。当該情報が単独で公開されると、既に改善されているにもかかわらず、現在も適正とはいえない運営がなされているかのような誤解を生じさせるなど、指摘文言のみから安易に評価されて法人に関する社会的信用・信頼を不当に低下させ、その正当な利益を損なうおそれがあることから、条例第8条第2号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。
理由3	当該部分は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)(又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため条例第8条第1号本文に当たり、また同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。
理由4	当該情報は、法人に関する情報であって、当該法人の生産・技術上のノウハウに関する情報、契約情報等、当該法人の内部管理情報、又は調査当日に担当者から聴き取った真偽不明瞭な情報に当たり、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第8条第2号イに当たり、同号ただし書に当たらないことから、同号所定の不開示情報に該当する。
理由5	文書の存否について応答すれば、そのことにより特定の法人が水質汚濁防止法により県から指導されているか否かという情報を開示することになる。特定の法人が行政指導を受けたという事実の有無を明らかにした場合、当該行政指導の内容にかかわらず、特定の法人において違法行為等の不適切な行為があったと推測され、その結果、特定の法人の社会的評価の低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、条例第8条第2号イに当たり、不開示情報に該当する。したがって、本行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第2号の不開示情報を開示することとなるので、条例第11条の規定に基づき不開示とする。

別紙目録

1 水質検査結果の数値及び判定に係る部分

文書番号	行政文書の表示	日付（採水日時又は調査日）	該当する情報
1	事業場（工場）排水の水質検査結果	全て	検査結果の数値（透視度以下の項目のうち、検査を実施した部分）及び判定の結果

2 水質検査結果の判定に係る部分

文書番号	行政文書の表示	日付（採水日時又は調査日）	該当する情報
2	公害監視調査票（水質）	H26.10.16	欄外の H24.12.13 の判定結果
		H27.12.18	前回立入 H26.10.16 の判定結果
		H28.1.28	欄外の H26.10.16 の判定結果

3 - 1 排水量に係る部分

文書番号	行政文書の表示	日付（採水日時又は調査日）	該当する情報
2	公害監視調査票（水質）	H17.1.12	「排水量」欄の記述のうち、1日当たり排水量の数値

3 - 2 排水量に係る部分

文書番号	行政文書の表示	日付（採水日時又は調査日）	該当する情報
2	公害監視調査票（水質）	H26.10.16、 H27.12.18、 H28.1.28	「排水量」欄の記述のうち、1日当たり排水量の通常値及び最大値